



2021年 2月 18日
構造判定センター

適合判定通知書（写し）等を確認申請先へ直接送付することについて(ご案内)

1. 直接送付の概要

- 1) 確認申請先の了解が得られた場合に限り、適合判定通知書（写し）及び判定申請図書（副）を特定行政庁又は指定確認検査機関へ直接送付いたします。
※宅配信書便により、翌営業日の午前指定で送付します。但し、地域により翌営業日にお届けできない場合がございます。
- 2) 適合判定通知書（原本）は、代理者へ郵送またはお渡しいたします。
- 3) 適合判定通知書（写し）等の直接送付により、申請者から確認検査機関への郵送等の作業を省くことができます。
- 4) 発送時に、連絡票兼判定申込票に記載の代理者連絡先へメール連絡致します。
- 5) 手順については別紙をご覧ください。

2. 送付依頼書の提出について

- 1) 適合判定通知書（写し）等の直接送付を希望される場合は、適合性判定の本申請時又は公式追加説明書提出時に送付依頼書をご提出ください。
(必ず控えをお手元にお持ち下さい。)

3. 送付依頼書の記載について

- 1) 委任状、送付依頼書は当法人のホームページよりダウンロードできます。
- 2) 依頼者は、申請者(建築主)又は代理者となります。
※代理者が送付依頼書を作成する場合は適判申請の委任状により、直接送付に関する委任事項を委任されている必要があります。
※適合判定通知書（写し）等を確認申請先へ送付する際、送付依頼書の写し、及び委任状の写しを添えて発送致します。

【お問い合わせ先】

構造判定センター 業務課 TEL：06-6943-4680

FAX：06-6943-4681

メール：hantei5@gbrc.or.jp